

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-232277

(P2004-232277A)

(43) 公開日 平成16年8月19日(2004.8.19)

(51) Int.Cl.⁷

E05B 49/00

F I

E O 5 B 49/00

K

テーマコード(参考)

2 E 2 5 O

審査請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 14 頁)

(21) 出願番号 特願2003-20524 (P2003-20524)
 (22) 出願日 平成15年1月29日(2003.1.29)

(71) 出願人 000005821
 松下電器産業株式会社
 大阪府門真市大字門真1006番地
 (74) 代理人 100072604
 弁理士 有我 軍一郎
 (72) 発明者 湯原 雅裕
 大阪府門真市大字門真1006番地 松下
 電器産業株式会社内
 Fターム(参考) 2E250 AA00 AA04 AA12 AA21 BB08
 BB43 BB46 BB65 CC12 CC16
 DD06 EE02 EE10 EE11 FF23
 FF27 FF28 FF36 GG07 HH02
 JJ03 KK03 LL01

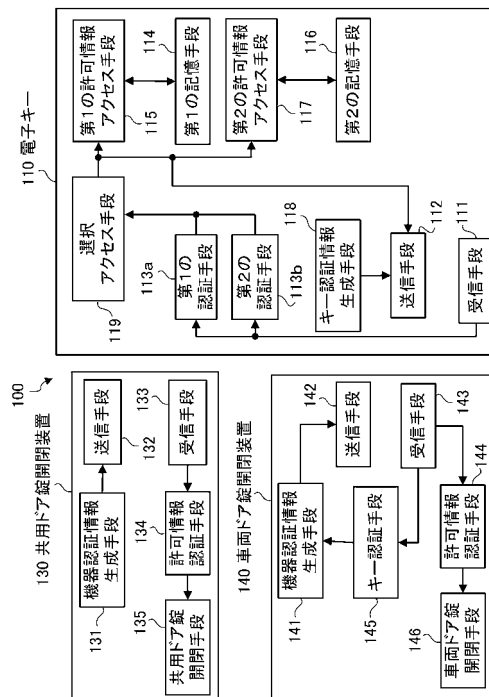
(54) 【発明の名称】 電子キー及び電子キーシステム

(57) 【要約】

【課題】 複数の電子機器の作動を許可することができる電子キーを提供すること。

【解決手段】 電子キー110は、共用ドア錠開閉装置130及び車両ドア錠開閉装置140の作動の許可に使用される許可情報を記憶する第1の記憶手段114及び第2の記憶手段116と、第1の記憶手段114又は第2の記憶手段116のみに許可情報のアクセスを行う第1の許可情報アクセス手段115及び第2の許可情報アクセス手段117と、機器認証情報に基づいて共用ドア錠開閉装置130及び車両ドア錠開閉装置140を認証する第1の機器認証手段113a及び第2の機器認証手段113bと、第1の機器認証手段113a又は第2の機器認証手段113bによる認証結果に応じた第1の許可情報アクセス手段115又は第2の許可情報アクセス手段117を選択し共用ドア錠開閉装置130又は車両ドア錠開閉装置140にアクセスを行わせる選択アクセス手段119とを備える。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

電子機器の作動の許可に使用される許可情報を記憶する複数の記憶手段と、前記複数の記憶手段のうちの所定の記憶手段のみに前記許可情報のアクセスを行う複数の許可情報アクセス手段と、前記電子機器から送信されて前記電子機器の認証に使用される機器認証情報に基づいて前記電子機器を認証する機器認証手段と、前記機器認証手段による認証結果に応じた前記許可情報アクセス手段を前記複数の許可情報アクセス手段の中から選択し前記電子機器にアクセスを行わせる選択アクセス手段とを備えたことを特徴とする電子キー。

【請求項 2】

前記記憶手段は、前記複数の記憶手段のうちの他の少なくとも 1 つの記憶手段と物理的に独立したことを特徴とする請求項 1 に記載の電子キー。 10

【請求項 3】

前記許可情報アクセス手段は、前記複数の許可情報アクセス手段のうちの他の少なくとも 1 つの許可情報アクセス手段と異なる方法で前記記憶手段にアクセスを行うことを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載の電子キー。

【請求項 4】

前記機器認証手段は、前記電子機器に応じた方法で前記電子機器を認証することを特徴とする請求項 1 から請求項 3 までの何れかに記載の電子キー。

【請求項 5】

前記機器認証手段は、前記許可情報の前記記憶手段からの読み出しが前記電子機器によって要求されたときと、前記許可情報の前記記憶手段への書き込みが前記電子機器によって要求されたときとで前記電子機器を認証する方法を変更することを特徴とする請求項 1 から請求項 4 までの何れかに記載の電子キー。 20

【請求項 6】

非接触 IC カード型運転免許証であることを特徴とする請求項 1 から請求項 5 までの何れかに記載の電子キー。

【請求項 7】

請求項 1 から請求項 6 までの何れかに記載の電子キーと、複数の電子機器とを備え、前記電子機器は、前記機器認証情報を前記電子キーに送信する機器認証情報送信手段と、前記電子キーの前記許可情報アクセス手段にアクセスを行うキーアクセス手段とを有したことを特徴とする電子キーシステム。 30

【発明の詳細な説明】**【0001】****【発明の属する技術分野】**

本発明は、電子機器の作動の許可に使用される許可情報を電子機器に送信する電子キー及び電子キーシステムに関する。

【0002】**【従来技術】**

従来、電子機器の作動の許可に使用される許可情報を電子機器に送信する電子キー及び電子キーシステムとして、所定の周波数の無線信号を発振する発振器と、使用者によって押下されることで、発振器に無線信号を発振させる押下スイッチと、発振器によって発振された無線信号を許可情報として電子機器に送信するアンテナとを備えた電子キー及び電子キーシステムが知られている（例えば、特許文献 1 参照。）。 40

【0003】**【特許文献 1】**

特開平 06 - 240939 号公報（第 2 - 3 頁、第 3 図）

【0004】**【発明が解決しようとする課題】**

しかしながら、上述した従来技術の電子キー及び電子キーシステムにおいては、所定の 1 つの電子機器の作動を許可することしかできないという問題があった。 50

【0005】

そこで、本発明は、複数の電子機器の作動を許可することができる電子キーを提供することを目的とする。

【0006】

【課題を解決するための手段】

上述した課題を解決するために、本発明の電子キーは、電子機器の作動の許可に使用される許可情報を記憶する複数の記憶手段と、前記複数の記憶手段のうちの所定の記憶手段のみに前記許可情報のアクセスを行う複数の許可情報アクセス手段と、前記電子機器から送信されて前記電子機器の認証に使用される機器認証情報に基づいて前記電子機器を認証する機器認証手段と、前記機器認証手段による認証結果に応じた前記許可情報アクセス手段を前記複数の許可情報アクセス手段の中から選択し前記電子機器にアクセスを行わせる選択アクセス手段とを備えた構成を有している。

10

【0007】

この構成により、本発明の電子キーは、複数の記憶手段が複数の許可情報を記憶し、許可情報アクセス手段が所定の記憶手段のみに許可情報のアクセスを行い、電子機器にアクセスを行わせる許可情報アクセス手段を機器認証手段による認証結果に応じて選択アクセス手段が選択するので、複数の電子機器の作動を許可することができる。

【0008】

また、本発明の電子キーは、前記記憶手段は、前記複数の記憶手段のうちの他の少なくとも1つの記憶手段と物理的に独立した構成を有する。

20

【0009】

この構成により、本発明の電子キーは、記憶手段を他の少なくとも1つの記憶手段から物理的に独立させることによって、許可情報アクセス手段が本来アクセスすべき許可情報とは別の許可情報に誤ってアクセスすることを防ぐことができるので、許可情報の安全性を確保することができる。

【0010】

また、本発明の電子キーは、前記許可情報アクセス手段は、前記複数の許可情報アクセス手段のうちの他の少なくとも1つの許可情報アクセス手段と異なる方法で前記記憶手段にアクセスを行う構成を有している。

【0011】

この構成により、本発明の電子キーは、複数の許可情報アクセス手段のうちの他の少なくとも1つの許可情報アクセス手段と異なる方法で、許可情報アクセス手段が記憶手段にアクセスを行うことによって、アクセスされる方法が同じ記憶手段にのみ許可情報アクセス手段がアクセスを行うことができるので、許可情報の安全性を確保することができる。

30

【0012】

また、本発明の電子キーは、前記機器認証手段は、前記電子機器に応じた方法で前記電子機器を認証する構成を有している。

【0013】

この構成により、本発明の電子キーは、各電子機器に応じた方法で電子機器を認証するので、それぞれ別の許可情報を使用する電子機器同士を誤認することを防ぐことができ、許可情報の安全性を確保することができる。

40

【0014】

また、本発明の電子キーは、前記機器認証手段は、前記許可情報の前記記憶手段からの読み出しが前記電子機器によって要求されたときと、前記許可情報の前記記憶手段への書き込みが前記電子機器によって要求されたときとで前記電子機器を認証する方法を変更する構成を有している。

【0015】

この構成により、本発明の電子キーは、許可情報の記憶手段からの読み出しが電子機器によって要求されたときと許可情報の記憶手段への書き込みが電子機器によって要求されたときとで、異なる方法で電子機器を認証することができるので、許可情報の記憶手段から

50

の読み出しが電子機器によって要求されたときと許可情報の記憶手段への書き込みが電子機器によって要求されたときとで、許可情報の安全性の度合に差をつけることができる。

【0016】

また、本発明の電子キーは、非接触ICカード型運転免許証である構成を有する。

【0017】

この構成により、本発明の電子キーは、許可情報をキーとしての機能だけでなく、非接触ICカード型運転免許証としての機能でも利用することができる。

【0018】

また、本発明の電子キーシステムは、電子キーと、複数の電子機器とを備え、前記電子機器は、前記機器認証情報を前記電子キーに送信する機器認証情報送信手段と、前記電子キーの前記許可情報アクセス手段にアクセスを行うキーアクセス手段とを有した構成を有する。

10

【0019】

この構成により、本発明の電子キーシステムは、電子機器から送信された機器認証情報に基づいて電子キーが電子機器の認証を行い、認証が行われた電子機器が所定の許可情報アクセス手段にアクセスすることができるため、1つの電子キーによって複数の電子機器を作動させることができる。

【0020】

【発明の実施の形態】

以下、本発明の実施の形態について、図面を用いて説明する。

20

【0021】

(第1の実施の形態)

まず、第1の実施の形態に係る電子キーシステムの構成について説明する。

【0022】

図1に示すように、本実施の形態に係る電子キーシステム100は、マンションの共用ドアの錠を開閉する電子機器としての共用ドア錠開閉装置130と、車両のドアの錠を開閉する電子機器としての車両ドア錠開閉装置140と、共用ドア錠開閉装置130及び車両ドア錠開閉装置140に許可情報を送信することで、共用ドア錠開閉装置130及び車両ドア錠開閉装置140の作動を許可する電子キー110とを備えている。

【0023】

30

また、電子キー110は、機器認証情報を共用ドア錠開閉装置130及び車両ドア錠開閉装置140から無線で受信する受信手段111と、許可情報及び電子キー110自身が電子キーであることを車両ドア錠開閉装置140に認証させるキー認証情報を共用ドア錠開閉装置130及び車両ドア錠開閉装置140に無線で送信する送信手段112と、24ビットの情報によって構成された機器認証情報に基づいて共用ドア錠開閉装置130を認証する第1の認証手段113aと、64ビットの情報によって構成された暗号化された機器認証情報(以下、暗号機器認証情報という。)を復号して、復号された機器認証情報に基づいて車両ドア錠開閉装置140を認証する第2の認証手段113bとを備えている。

【0024】

なお、第1の認証手段113a及び第2の認証手段113bは、本発明の機器認証手段を構成している。

40

【0025】

また、電子キー110は、RAM(Random Access Memory)で構成され、共用ドア錠開閉装置130にマンションの共用ドアの錠の開閉を許可する許可情報を記憶する記憶手段としての第1の記憶手段114と、第1の記憶手段114の記憶領域に割り振られているアドレス番号の先頭番号から最後番号に向けて許可情報のアクセスを行う方法で、第1の記憶手段114のみに許可情報のアクセスを行う許可情報アクセス手段としての第1の許可情報アクセス手段115と、第1の記憶手段114とは物理的に独立したRAMで構成され、車両ドア錠開閉装置140に車両のドアの錠の開閉を許可する暗号化された許可情報(以下、暗号許可情報という。)を記憶する記憶手段としての第2

50

の記憶手段 1 1 6 と、第 2 の記憶手段 1 1 6 の記憶領域に割り振られているアドレス番号の最後番号から先頭番号に向けて暗号許可情報のアクセスを行う方法で、第 2 の記憶手段 1 1 6 のみに暗号許可情報のアクセスを行う許可情報アクセス手段としての第 2 の許可情報アクセス手段 1 1 7 とを備えている。

【 0 0 2 6 】

なお、車両のドアの錠の開閉を許可する許可情報は、車両の所有者等の特定の人物のみによって使用されるので、例えば住所情報等の個人情報であっても良い。また、マンションの共用ドアの錠の開閉を許可する許可情報は、マンションの居住者等の複数人によって使用されるので、車両のドアの錠の開閉を許可する許可情報よりも秘密性の度合いが低い、例えば無意味な数字の羅列で構成された情報であっても良い。

10

【 0 0 2 7 】

また、電子キー 1 1 0 は、キー認証情報を生成するキー認証情報生成手段 1 1 8 と、共用ドア錠開閉装置 1 3 0 及び第 1 の許可情報アクセス手段 1 1 5 を関連付け、車両ドア錠開閉装置 1 4 0 及び第 2 の許可情報アクセス手段 1 1 7 を関連付け、第 1 の認証手段 1 1 3 a によって共用ドア錠開閉装置 1 3 0 が認証されたとき、第 1 の認証手段 1 1 3 a によって認証された共用ドア錠開閉装置 1 3 0 に関連付けられた第 1 の許可情報アクセス手段 1 1 5 を選択し共用ドア錠開閉装置 1 3 0 にアクセスを行わせ、第 2 の許可情報アクセス手段 1 1 3 b によって車両ドア錠開閉装置 1 4 0 が認証されたとき、第 2 の認証手段 1 1 3 b によって認証された車両ドア錠開閉装置 1 4 0 に関連付けられた第 2 の許可情報アクセス手段 1 1 7 を選択し車両ドア錠開閉装置 1 4 0 にアクセスを行わせる選択アクセス手段 1 1 9 とを備えている。即ち、選択アクセス手段 1 1 9 は、第 1 の認証手段 1 1 3 a 又は第 2 の認証手段 1 1 3 b による認証結果に応じた第 1 の許可情報アクセス手段 1 1 5 又は第 2 の許可情報アクセス手段 1 1 7 を選択し、共用ドア錠開閉装置 1 3 0 又は車両ドア錠開閉装置 1 4 0 にアクセスを行わせるようになっている。

20

【 0 0 2 8 】

また、共用ドア錠開閉装置 1 3 0 は、24 ビットの情報によって構成された機器認証情報を生成する機器認証情報生成手段 1 3 1 と、機器認証情報を電子キー 1 1 0 に無線で送信する機器認証情報送信手段としての送信手段 1 3 2 と、許可情報を電子キー 1 1 0 から無線で受信する受信手段 1 3 3 とを備えている。

30

【 0 0 2 9 】

また、共用ドア錠開閉装置 1 3 0 は、受信手段 1 3 3 によって受信された許可情報が予め記憶された情報と一致するか否かを判定し、一致すると判定したとき、受信手段 1 3 3 によって受信された許可情報が正規の許可情報であると認証を行う許可情報認証手段 1 3 4 と、受信手段 1 3 3 によって受信された許可情報が正規の許可情報であると許可情報認証手段 1 3 4 によって認証された場合、マンションの共用ドアの錠を開閉する共用ドア錠開閉手段 1 3 5 とを備えている。

【 0 0 3 0 】

なお、許可情報認証手段 1 3 4 によって正規の許可情報であると認証される許可情報は電子キー 1 1 0 の第 1 の許可情報アクセス手段 1 1 5 によって電子キー 1 1 0 の第 1 の記憶手段 1 1 4 から読み出されるので、許可情報認証手段 1 3 4 は、電子キー 1 1 0 の第 1 の許可情報アクセス手段 1 1 5 にアクセスを行うキーアクセス手段を構成している。

40

【 0 0 3 1 】

また、車両ドア錠開閉装置 1 4 0 は、64 ビットの情報によって構成された機器認証情報を生成し、生成された機器認証情報を所定の暗号化ルールで暗号化することで暗号機器認証情報を生成する機器認証情報生成手段 1 4 1 と、暗号機器認証情報を電子キー 1 1 0 に無線で送信する機器認証情報送信手段としての送信手段 1 4 2 と、キー認証情報及び暗号許可情報を電子キー 1 1 0 から無線で受信する受信手段 1 4 3 とを備えている。

【 0 0 3 2 】

また、車両ドア錠開閉装置 1 4 0 は、暗号許可情報を復号し、復号された許可情報が予め記憶された情報と一致するか否かを判定し、一致すると判定されたとき、復号された許可

50

情報が正規の許可情報であると認証を行う許可情報認証手段144と、キー認証情報に基づいて、電子キー110が電子キーであることの認証を行うキー認証手段145と、許可情報認証手段144によって復号された許可情報が正規の許可情報であると認証された場合、車両のドアの錠を開閉する車両ドア錠開閉手段146とを備えている。

【0033】

なお、許可情報認証手段144によって正規の許可情報と認証される許可情報は電子キー110の第2の許可情報アクセス手段117によって電子キー110の第2の記憶手段116から読み出されるので、許可情報認証手段144は、電子キー110の第2の許可情報アクセス手段117にアクセスを行うキーアクセス手段を構成している。

【0034】

次に、本実施の形態に係る電子キーシステム100が、共用ドア錠開閉装置130にマシンの共用ドアの錠を開閉させる動作について説明する。

【0035】

まず、共用ドア錠開閉装置130の機器認証情報生成手段131によって予め記憶された配列によって構成された24ビットの情報が機器認証情報として生成され、生成された機器認証情報が共用ドア錠開閉装置130の送信手段132によって電子キー110に無線で送信される。

【0036】

次いで、電子キー110の受信手段111によって機器認証情報が無線で受信され、受信された機器認証情報が第1の認証手段113a及び第2の認証手段113bに出力される。

【0037】

続いて、第1の認証手段113aに機器認証情報が入力され、入力された機器認証情報を構成する24ビットの情報と第1の認証手段113aによって予め記憶された24ビットの情報とが一致するか否かが第1の認証手段113aによって判定される。判定の結果、一致するので、機器認証情報を送信した共用ドア錠開閉装置130は、第1の認証手段113aによって共用ドア錠開閉装置130であると認証される。

【0038】

また、第2の認証手段113bに機器認証情報が入力され、入力された機器認証情報は暗号化されていないので復号されず、入力された機器認証情報を構成する24ビットの情報が第2の認証手段113bによって予め記憶された64ビットの情報と一致するか否かが第2の認証手段113bによって判定される。しかしながら、ビット数が異なるため一致せず、第2の認証手段113bに入力された機器認証情報は、第2の認証手段113bによって破棄される。

【0039】

次に、共用ドア錠開閉装置130が第1の認証手段113aによって共用ドア錠開閉装置130であると認証されることで、共用ドア錠開閉装置130に関連付けられた第1の許可情報アクセス手段115が選択アクセス手段119によって選択される。

【0040】

次いで、第1の記憶手段114によって予め記憶された許可情報が、第1の許可情報アクセス手段115によって第1の記憶手段114の記憶領域に割り振られたアドレス番号の先頭番号から最後番号に向けて読み出され、読み出された許可情報が電子キー110の送信手段112によって共用ドア錠開閉装置130に無線で送信される。

【0041】

次いで、共用ドア錠開閉装置130の受信手段133によって許可情報が無線で受信され、受信された許可情報が許可情報認証手段134に出力される。

【0042】

続いて、許可情報認証手段134によって予め記憶された情報と許可情報認証手段134に入力された許可情報とが一致するか否かが許可情報認証手段134によって判定される。判定の結果、一致するので、許可情報認証手段134に入力された許可情報は、許可情

10

20

30

40

50

報認証手段 1 3 4 によって正規の許可情報として認証される。

【 0 0 4 3 】

次に、許可情報認証手段 1 3 4 によって許可情報が正規の許可情報として認証されることによって、共用ドア錠開閉手段 1 3 5 によってマンションの共用ドアの錠が開閉される。

【 0 0 4 4 】

次いで、本実施の形態に係る電子キーシステム 1 0 0 が、車両ドア錠開閉装置 1 4 0 に車両のドアの錠を開閉させる動作について説明する。

【 0 0 4 5 】

まず、電子キー 1 1 0 のキー認証情報生成手段 1 1 8 によって予め記憶された配列によって構成された情報がキー認証情報として生成され、生成されたキー認証情報が電子キー 1 1 0 の送信手段 1 1 2 によって車両ドア錠開閉装置 1 4 0 に無線で送信される。

【 0 0 4 6 】

次いで、車両ドア錠開閉装置 1 4 0 の受信手段 1 4 3 によってキー認証情報が無線で受信され、受信されたキー認証情報がキー認証手段 1 4 5 に出力される。

【 0 0 4 7 】

続いて、キー認証手段 1 4 5 にキー認証情報が入力され、入力されたキー認証情報とキー認証手段 1 4 5 によって予め記憶された情報とが一致するか否かがキー認証手段 1 4 5 によって判定される。判定の結果、一致するので、キー認証情報を送信した電子キー 1 1 0 は、キー認証手段 1 4 5 によって電子キーであると認証される。

【 0 0 4 8 】

次いで、キー認証手段 1 4 5 によって電子キー 1 1 0 が電子キーであると認証されると、機器認証情報生成手段 1 4 1 によって予め記憶された配列によって構成された 6 4 ビットの情報が機器認証情報として機器認証情報生成手段 1 4 1 によって生成され、生成された機器認証情報が機器認証情報生成手段 1 4 1 によって所定の暗号化ルールで暗号化されることで暗号機器認証情報が生成され、生成された暗号機器認証情報が車両ドア錠開閉装置 1 4 0 の送信手段 1 4 2 によって電子キー 1 1 0 に無線で送信される。

【 0 0 4 9 】

次に、電子キー 1 1 0 の受信手段 1 1 1 によって暗号機器認証情報が無線で受信され、受信された暗号機器認証情報が第 1 の認証手段 1 1 3 a 及び第 2 の認証手段 1 1 3 b に出力される。

【 0 0 5 0 】

次いで、第 1 の認証手段 1 1 3 a に暗号機器認証情報が入力され、入力された暗号機器認証情報を構成する 6 4 ビットの情報と第 1 の認証手段 1 1 3 a によって予め記憶された 2 4 ビットの情報とが一致するか否かが第 1 の認証手段 1 1 3 a によって判定される。しかしながら、ビット数が異なり、暗号機器認証情報は暗号化されたままなので一致せず、第 1 の認証手段 1 1 3 a に入力された暗号機器認証情報は、第 1 の認証手段 1 1 3 a によって破棄される。

【 0 0 5 1 】

また、第 2 の認証手段 1 1 3 b に暗号機器認証情報が入力され、入力された暗号機器認証情報が復号され、復号された機器認証情報を構成する 6 4 ビットの情報と第 2 の認証手段 1 1 3 b によって予め記憶された 6 4 ビットの情報とが一致するか否かが第 2 の認証手段 1 1 3 b によって判定される。判定の結果、一致するので、暗号機器認証情報を送信した車両ドア錠開閉装置 1 4 0 は、第 2 の認証手段 1 1 3 b によって車両ドア錠開閉装置 1 4 0 であると認証される。

【 0 0 5 2 】

続いて、車両ドア錠開閉装置 1 4 0 が第 2 の認証手段 1 1 3 b によって所定の車両ドア錠開閉装置 1 4 0 であると認証されることで、車両ドア錠開閉装置 1 4 0 に関連付けられた第 2 の許可情報アクセス手段 1 1 7 が選択アクセス手段 1 1 9 によって選択される。

【 0 0 5 3 】

次に、第 2 の記憶手段 1 1 6 によって記憶され、所定の暗号化ルールで暗号化された暗号

許可情報が、第2の許可情報アクセス手段117によって第2の記憶手段116の記憶領域に割り振られたアドレス番号の最後番号から先頭番号に向けて読み出され、読み出された暗号許可情報が電子キー110の送信手段111によって車両ドア錠開閉装置140に無線で送信される。

【0054】

次に、車両ドア錠開閉装置140の受信手段143によって暗号許可情報が無線で受信され、受信された暗号許可情報が許可情報認証手段144に出力される。

【0055】

次いで、許可情報認証手段144に暗号許可情報が入力され、入力された暗号許可情報が許可情報認証手段144によって復号され、復号された許可情報と許可情報認証手段144によって予め記憶された情報とが一致するか否かが許可情報認証手段144によって判定される。判定の結果、一致するので、復号された許可情報は正規の許可情報として認証される。

10

【0056】

続いて、許可情報認証手段144によって復号された許可情報が正規の許可情報として認証されることによって、車両ドア錠開閉手段146による車両のドアの錠の開閉が許可される。

【0057】

以上に説明したように、電子キー110は、第1の記憶手段114及び第2の記憶手段116がそれぞれ別の許可情報を記憶し、第1の許可情報アクセス手段115及び第2の許可情報アクセス手段117がそれぞれ第1の記憶手段114又は第2の記憶手段116のみに許可情報のアクセスを行い、共有ドア錠開閉装置130又は車両ドア錠開閉装置140にアクセスを行わせる第1の許可情報アクセス手段115又は第2の許可情報アクセス手段117を第1の機器認証手段113a又は第2の機器認証手段113bによる認証結果に応じて選択アクセス手段119が選択するので、共有ドア錠開閉装置130及び車両ドア錠開閉装置140という複数の電子機器の作動を許可することができる。

20

【0058】

また、電子キー110は、第1の記憶手段114と第2の記憶手段116とを互いに物理的に独立させることによって、第1の許可情報アクセス手段115及び第2の許可情報アクセス手段116が本来アクセスすべき許可情報とは別の許可情報に誤ってアクセスすることを防ぐことができるので、許可情報の安全性を確保することができる。

30

【0059】

なお、本発明によれば、第1の記憶手段114及び第2の記憶手段116は同一のRAMによって構成されていても良い。

【0060】

また、電子キー110は、第1の許可情報アクセス手段115が第1の記憶手段114の記憶領域に割り振られたアドレス番号の先頭番号から最後番号に向かって許可情報のアクセスを行い、第2の許可情報アクセス手段117が第2の記憶手段116の記憶領域に割り振られたアドレス番号の最後番号から先頭番号に向かって許可情報のアクセスを行うというように、第1の許可情報アクセス手段115及び第2の許可情報アクセス手段117はそれぞれ異なる方法で第1の記憶手段114及び第2の記憶手段116にアクセスを行うので、第1の許可情報アクセス手段115が第2の記憶手段116に許可情報のアクセスを行わず、第2の許可情報アクセス手段117が第1の記憶手段114に許可情報のアクセスを行わないので、許可情報の安全性を確保することができる。

40

【0061】

また、第1の許可情報アクセス手段115及び第2の許可情報アクセス手段117は、それぞれ異なる方法で第1の記憶手段114及び第2の記憶手段116にアクセスを行うので、アクセスが行われる許可情報の秘密性の度合に応じて、他者に対して隠匿されるアクセスの方法及び他者に対して公開されても良いアクセスの方法を設定することができる。

【0062】

50

なお、本発明によれば、第1の許可情報アクセス手段115が第1の記憶手段114に許可情報のアクセスを行う方法及び第2の許可情報アクセス手段117が第2の記憶手段116に許可情報のアクセスを行う方法が同一であっても良い。

【0063】

また、電子キー110は、共用ドア錠開閉装置130からの24ビットの機器認証情報が予め記憶された情報と一致するか否かで共用ドア錠開閉装置130を認証し、車両ドア錠開閉装置140と互いに暗号化された64ビットの機器認証情報又はキー認証情報を送受信し、互いに予め記憶された情報と受信された機器認証情報又はキー認証情報とが一致するか否かで車両ドア錠開閉装置140を認証するというように、共用ドア錠開閉装置130及び車両ドア錠開閉装置140を互いに異なる方法で認証しているため、それぞれ別の許可情報を使用する共用ドア錠開閉装置130と車両ドア錠開閉装置140とを誤認することを防ぐことができ、許可情報の安全性を確保することができる。

10

【0064】

なお、本発明によれば、電子キー110が共用ドア錠開閉装置130及び車両ドア錠開閉装置140を認証する方法が同一であっても良い。

【0065】

また、本発明の電子キー110は、非接触IC(Integrated Circuit)カード型運転免許証を構成するようになっている場合、許可情報として住所情報等の個人情報設定されたとき、許可情報をキーとしての機能だけでなく、非接触ICカード型運転免許証としての機能でも利用することができる。

20

【0066】

また、電子キーシステム100は、共用ドア錠開閉装置130又は車両ドア錠開閉装置140から送信された機器認証情報に基づいて電子キー110が共用ドア錠開閉装置130又は車両ドア錠開閉装置140の認証を行い、認証が行われた共用ドア錠開閉装置130又は車両ドア錠開閉装置140がそれぞれ第1の許可情報アクセス手段115又は第2の許可情報アクセス手段117にアクセスすることができるため、1つの電子キー110によって共用ドア錠開閉装置130及び車両ドア錠開閉装置140という複数の電子機器を作動させることができる。

【0067】

また、電子キーシステム100は、本実施の形態において、1つの電子キー110によって共用ドア錠開閉装置130及び車両ドア錠開閉装置140という2つの電子機器を作動させるようになっていたが、本発明によれば、1つの電子キー110によって3つ以上の電子機器を作動させるようになっていても良い。

30

【0068】

また、電子キーシステム100は、本実施の形態において、共用ドア錠開閉装置130及び車両ドア錠開閉装置140を作動させるようになっていたが、本発明によれば、車載ナビゲーションシステム起動装置、メモリリーダー及びメモリライター等、共用ドア錠開閉装置130及び車両ドア錠開閉装置140以外の電子機器を作動させるようになっていても良い。

【0069】

また、本実施の形態において、機器認証情報として、24ビットの情報及び64ビットの情報をを用いたが、本発明の機器認証情報は、24ビット及び64ビット以外のビット数の情報でも良い。

40

【0070】

(第2の実施の形態)

まず、第2の実施の形態に係る電子キーシステムの構成について説明する。

【0071】

なお、本実施の形態に係る電子キーシステムの構成のうち第1の実施の形態に係る電子キーシステムの構成と同様である構成については、第1の実施の形態に係る電子キーシステムの構成と同一の符号を付して詳細な説明を省略する。

50

【0072】

図2に示すように、本実施の形態に係る電子キーシステム200は、コンピュータを起動し、コンピュータの起動を許可する許可情報として新規の許可情報である新規許可情報を書き込むことができる電子機器としてのコンピュータ起動装置250と、コンピュータ起動装置250に許可情報を送信することで、コンピュータ起動装置250の作動を許可する電子キー210とを備えている。

【0073】

電子キー210の構成は、コンピュータ起動装置250にコンピュータの起動を許可する許可情報を記憶する記憶手段としての第3の記憶手段221と、第3の記憶手段221にのみ許可情報のアクセスを行う許可情報アクセス手段としての第3の許可情報アクセス手段222とを第1の実施の形態に係る電子キーシステム100(図1参照)の電子キー110(図1参照)が有し、機器認証情報をコンピュータ起動装置250から受信する受信手段211と、暗号許可情報をコンピュータ起動装置250に送信する送信手段212と、第3の許可情報アクセス手段222が第3の記憶手段221から許可情報を読み出すとき、機器認証情報に基づいてコンピュータ起動装置250を認証する機器認証手段としての読み出し認証手段220aと、第3の許可情報アクセス手段222が第3の記憶手段221に新規許可情報を書き込むとき、機器認証情報に基づいてコンピュータ起動装置250を認証する機器認証手段としての書き込み認証手段220bと、コンピュータ起動装置250及び第3の許可情報アクセス手段222を関連付け、読み出し認証手段220a又は書き込み認証手段220bによって認証コンピュータ起動装置250が認証されたとき、読み出し認証手段220a又は書き込み認証手段220bによって認証されたコンピュータ起動装置250に関連付けられた第3の許可情報アクセス手段222を選択しコンピュータ起動装置250にアクセスを行わせる選択アクセス手段219とを、受信手段111(図1参照)と、送信手段112(図1参照)と、第1の認証手段113aと、第2の認証手段113b(図1参照)と、選択アクセス手段119(図1参照)とに代えて電子キー110が有した構成と同様である。

10

20

【0074】

また、受信手段211は、コンピュータ起動装置250が第3の許可情報アクセス手段222にアクセスを行うことで第3の記憶手段221に新規許可情報を書き込む場合に、コンピュータ起動装置250を電子キー210に認証させる機器認証情報である暗号化された書き込み用認証情報(以下、暗号書き込み用認証情報という。)と、コンピュータ起動装置250が第3の許可情報アクセス手段222にアクセスを行うことで第3の記憶手段221から許可情報を読み込む場合に、コンピュータ起動装置250を電子キー210に認証させる機器認証情報である読み出し用認証情報と、暗号化された新規許可情報(以下、暗号新規許可情報という。)とをコンピュータ起動装置250から無線で受信するようになっている。

30

【0075】

また、読み出し認証手段220aは、24ビットの情報によって構成された読み出し用認証情報に基づいて、コンピュータ起動装置250を認証するようになっており、また、書き込み認証手段220bは、64ビットの情報によって構成された暗号書き込み用認証情報を復号し、復号された書き込み用認証情報に基づいて、コンピュータ起動装置250を認証するようになっている。

40

【0076】

また、第3の記憶手段221は、第1の記憶手段114及び第2の記憶手段116とは互いに独立したRAMで構成され、コンピュータ起動装置250にコンピュータを起動させるよう許可する暗号許可情報として、暗号化された個人名情報を記憶するようになっている。また、第3の許可情報アクセス手段222は、第3の記憶手段221の記憶領域に割り振られているアドレス番号の先頭番号及び最後番号以外の所定の番号から最後番号に向けて暗号許可情報のアクセスを行う方法で、第3の記憶手段221のみに暗号許可情報のアクセスを行うようになっている。

50

【0077】

また、コンピュータ起動装置250は、24ビットの情報によって構成された読み出し用認証情報を生成する読み出し用認証情報生成手段251aと、64ビットの情報によって構成された書き込み用認証情報を生成し、生成された書き込み用認証情報を所定の暗号化ルールで暗号化することで暗号書き込み認証情報を生成する書き込み用認証情報生成手段251bと、読み出し用認証情報、暗号書き込み用認証情報及び暗号新規許可情報を電子キー210に無線で送信する機器認証情報送信手段としての送信手段252とを備えている。

【0078】

また、コンピュータ起動装置250は、暗号許可情報を電子キー210から無線で受信する受信手段253と、暗号許可情報を復号し、復号された許可情報が予め記憶された情報と一致するか否かを判定し、一致すると判定されたとき、復号された許可情報が正規の許可情報であると認証を行う許可情報認証手段254と、許可情報認証手段254によって復号された許可情報が正規の許可情報であると認証された場合、コンピュータを起動する起動手段255と、新規許可情報を生成し、生成された新規許可情報を所定の暗号化ルールで暗号化することで暗号新規許可情報を生成する新規許可情報生成手段256とを備えている。

10

【0079】

なお、許可情報認証手段254によって正規の許可情報と認証される許可情報は電子キー210の第3の許可情報アクセス手段222によって電子キー210の第3の記憶手段221から読み出されるので、許可情報認証手段254は、電子キー210の第3の許可情報アクセス手段222にアクセスを行うキーアクセス手段を構成している。

20

【0080】

次に、本実施の形態に係る電子キーシステム200が、コンピュータ起動装置250にコンピュータを起動させる動作について説明する。

【0081】

まず、コンピュータ起動装置250の読み出し用認証情報生成手段251aによって予め記憶された配列によって構成された24ビットの情報が読み出し用認証情報として生成され、生成された読み出し用認証情報がコンピュータ起動装置250の送信手段252によって電子キー210に無線で送信される。

30

【0082】

次いで、電子キー210の受信手段211によって読み出し用認証情報が無線で受信され、受信された読み出し用認証情報が読み出し認証手段220a及び書き込み認証手段220bに出力される。

【0083】

続いて、読み出し認証手段220aに読み出し用認証情報が入力され、入力された読み出し用認証情報を構成する24ビットの情報と読み出し認証手段220aによって予め記憶された24ビットの情報とが一致するか否かが読み出し認証手段220aによって判定される。判定の結果、一致するので、読み出し用認証情報を送信したコンピュータ起動装置250は、電子キー210の読み出し認証手段220aによってコンピュータ起動装置250であると認証される。

40

【0084】

また、書き込み認証手段220bに読み出し用認証情報が入力され、入力された読み出し用認証情報は暗号化されていないので復号されず、入力された読み出し用認証情報を構成する24ビットの情報が書き込み認証手段220bによって予め記憶された64ビットの情報と一致するか否かが書き込み認証手段220bによって判定される。しかしながら、ビット数が異なるため一致せず、書き込み認証手段220bに入力された機器認証情報は、書き込み認証手段220bによって破棄される。

【0085】

次に、コンピュータ起動装置250が読み出し認証手段220aによってコンピュータ起

50

動装置 250 であると認証されることで、コンピュータ起動装置 250 に関連付けられた第 3 の許可情報アクセス手段 222 が選択アクセス手段 219 によって選択される。

【0086】

次いで、第 3 の記憶手段 221 によって記憶され、所定の暗号化ルールで暗号化された個人名情報が暗号許可情報として、第 3 の許可情報アクセス手段 222 によって第 3 の記憶手段 221 の記憶領域に割り振られたアドレス番号の所定の番号から最後番号に向けて読み出され、読み出された暗号許可情報が電子キー 210 の送信手段 211 によってコンピュータ起動装置 250 に無線で送信される。

【0087】

次に、コンピュータ起動装置 250 の受信手段 253 によって暗号許可情報が受信され、受信された暗号許可情報が許可情報認証手段 254 に出力される。 10

【0088】

次いで、許可情報認証手段 254 に暗号許可情報が入力され、入力された暗号許可情報が復号され、復号された許可情報を構成する個人名情報と許可情報認証手段 254 によって予め記憶された個人名情報とが一致するか否かが許可情報認証手段 254 によって判定される。判定の結果、一致するので、復号された許可情報は許可情報認証手段 254 によって正規の許可情報として認証される。

【0089】

続いて、許可情報認証手段 254 によって復号された許可情報が正規の許可情報として認証されることによって、起動手段 255 によってコンピュータが起動される。 20

【0090】

次いで、本実施の形態の電子キーシステム 200 が、新規許可情報を電子キー 210 に書き込む動作について説明する。

【0091】

まず、コンピュータ起動装置 250 の書き込み用認証情報生成手段 251 b によって予め記憶された配列によって構成された 64 ビットの情報が書き込み用認証情報として書き込み用認証情報生成手段 251 b によって生成され、生成された書き込み用認証情報は、書き込み用認証情報生成手段 251 b によって所定の暗号化ルールで暗号化されることで暗号書き込み用認証情報が生成される。

【0092】

次に、コンピュータ起動装置 250 の利用者によって指示された個人名情報が新規許可情報として新規許可情報生成手段 256 によって生成され、生成された新規許可情報は、新規許可情報生成手段 256 によって所定の暗号化ルールで暗号化されることで暗号新規許可情報が生成される。 30

【0093】

次いで、コンピュータ起動装置 250 の送信手段 252 によって暗号書き込み用認証情報及び暗号新規許可情報が電子キー 210 に送信される。

【0094】

続いて、電子キー 210 の受信手段 211 によって暗号書き込み用認証情報及び暗号新規許可情報が受信され、受信された暗号書き込み用認証情報及び暗号新規許可情報が読み出し認証手段 220 a 及び書き込み認証手段 220 b に出力される。 40

【0095】

次に、読み出し認証手段 220 a に暗号書き込み用認証情報及び暗号新規許可情報が入力され、暗号書き込み用認証情報を構成する 64 ビットの情報と読み出し認証手段 220 a によって予め記憶された 24 ビットの情報とが一致するか否かが読み出し認証手段 220 a によって判定される。しかしながら、ビット数が異なり、暗号書き込み用認証情報は暗号化されたままなので一致せず、読み出し認証手段 220 a に入力された暗号書き込み用認証情報及び暗号新規許可情報は、読み出し認証手段 220 a によって破棄される。

【0096】

また、書き込み認証手段 220 b に暗号書き込み用認証情報及び暗号新規許可情報が入力 50

され、入力された暗号書き込み用認証情報が復号され、復号された書き込み用認証情報を構成する64ビットの情報と書き込み認証手段220bによって予め記憶された64ビットの情報とが一致するか否かが書き込み認証手段220bによって判定される。判定の結果、一致するので、暗号書き込み用認証情報及び暗号新規許可情報を送信したコンピュータ起動装置250は、書き込み認証手段220bによってコンピュータ起動装置250であると認証される。

【0097】

次いで、コンピュータ起動装置250が書き込み認証手段220bによってコンピュータ起動装置250であると認証されることで、選択アクセス手段219によってコンピュータ起動装置250に関連付けられた第3の許可情報アクセス手段222が選択され、選択された第3の許可情報アクセス手段222に暗号新規許可情報が出力される。

10

【0098】

続いて、第3の許可情報アクセス手段222に入力された暗号新規許可情報が、第3の許可情報アクセス手段222によって第3の記憶手段221の記憶領域に割り振られたアドレス番号の所定の番号から最後番号に向けて書き込まれる。

【0099】

以上に説明したように、電子キー210は、許可情報の第3の記憶手段221からの読み出しがコンピュータ起動装置250によって要求されたとき、コンピュータ起動装置250からの24ビットの読み出し用認証情報が予め記憶された情報と一致するか否かでコンピュータ起動装置250を読み出し認証手段220aが認証し、許可情報の第3の記憶手段221への書き込みがコンピュータ起動装置250によって要求されたとき、コンピュータ起動装置250からの暗号化された64ビットの書き込み用認証情報を書き込み認証手段220bが復号し、復号された書き込み用認証情報が予め記憶された情報と一致するか否かでコンピュータ起動装置250を書き込み認証手段220bが認証するので、第3の記憶手段221からの許可情報の読み出しがコンピュータ起動装置250によって要求されたときと第3の記憶手段221への許可情報の書き込みがコンピュータ起動装置250によって要求されたときとで、許可情報の安全性の度合に差をつけることができる。

20

【0100】

なお、本実施の形態において、読み出し用認証情報として24ビットの情報を、書き込み用認証情報として64ビットの情報をを用いたが、本発明の読み出し用認証情報及び書き込み用認証情報は、24ビット及び64ビット以外のビット数の情報でも良い。

30

【0101】

また、本実施の形態の動作において、読み出される場合と比較して書き込まれる場合に安全性が高く設定される許可情報として個人名情報を用いたが、本発明の許可情報は、読み出される場合と書き込まれる場合とで安全性に差が設定される個人情報であれば、個人名情報以外の情報でも良い。

【0102】

【発明の効果】

以上に説明したように、本発明によれば、複数の電子機器の作動を許可することができる電子キー及び電子キーシステムを提供することができる。

40

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の第1の実施の形態に係る電子キーシステムのブロック図

【図2】本発明の第2の実施の形態に係る電子キーシステムのブロック図

【符号の説明】

100 電子キーシステム

110 電子キー

113a 第1の認証手段(認証手段)

113b 第2の認証手段(認証手段)

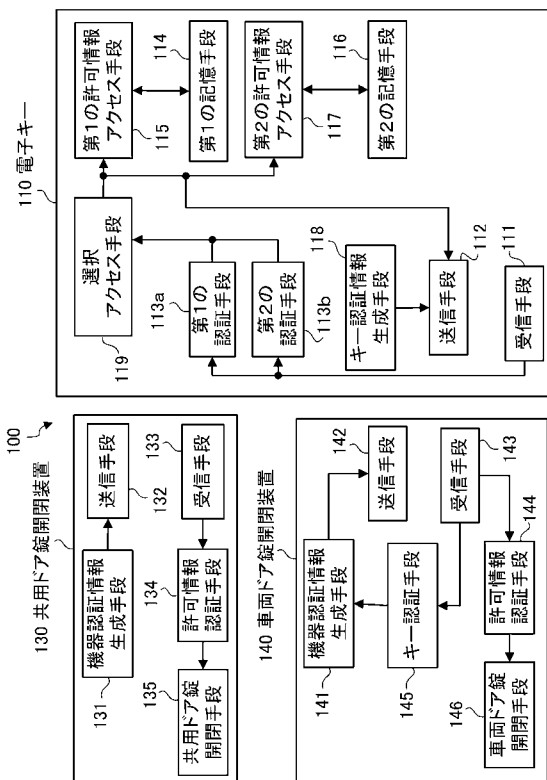
114 第1の記憶手段(記憶手段)

115 第1の許可情報アクセス手段(許可情報アクセス手段)

50

- 1 1 6 第2の記憶手段(記憶手段)
- 1 1 7 第2の許可情報アクセス手段(許可情報アクセス手段)
- 1 1 9 選択アクセス手段
- 1 3 0 共用ドア錠開閉装置(電子機器)
- 1 3 2 送信手段(機器認証情報送信手段)
- 1 4 0 車両ドア錠開閉装置(電子機器)
- 1 4 2 送信手段(機器認証情報送信手段)
- 2 0 0 電子キーシステム
- 2 1 0 電子キー
- 2 1 9 選択アクセス手段
- 2 2 0 a 読み出し認証手段(認証手段)
- 2 2 0 b 書き込み認証手段(認証手段)
- 2 2 1 第3の記憶手段(記憶手段)
- 2 2 2 第3の許可情報アクセス手段(許可情報アクセス手段)
- 2 5 0 コンピュータ起動装置(電子機器)
- 2 5 2 送信手段(機器認証情報送信手段)

【図1】



【図2】

